



発行 新潟県
第 58 号
 平成30年7月27日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 824 県政功勞き章贈呈（秘書課）
- 825 保安林の指定解除予定（治山課）
- 826 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 827 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 828 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 829 道路の区域変更（道路管理課）
- 830 道路の供用開始（道路管理課）
- 831 道路の区域変更（道路管理課）
- 832 道路の区域変更（道路管理課）
- 833 道路の供用開始（道路管理課）
- 834 道路の区域変更（道路管理課）
- 835 道路の供用開始（道路管理課）
- 836 道路の区域変更（道路管理課）
- 837 道路の供用開始（道路管理課）
- 838 道路の区域変更（道路管理課）
- 839 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 840 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）

公 告

クリーニング師試験の実施（生活衛生課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第824号

新潟県県政功勞者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第4条の規定により、次の者に県政功勞き章を贈呈した。

平成30年7月27日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名 居住する市町村
 村松 二郎 上越市

◎新潟県告示第825号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年7月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市欠之上字沢山826の16（次の図の示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を平成30年7月17日認可した。

平成30年7月27日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成30年7月27日

新潟県魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
魚沼市 魚沼市土地改良区	魚沼市土地改良区	維持管理事業	変更	平成30年7月17日	第48条

◎新潟県告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市及び魚沼市の一部を受益地域とする県営八色原地区農業用排水施設整備（特定農業用管水路等特別対策）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年7月30日から平成30年8月24日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業

計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市橋田字番屋寅15番1から	新	9.0～38.5メートル	402.8メートル
同市橋田字番屋寅36番1まで	旧	5.0～31.0メートル	417.3メートル

◎新潟県告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
五泉市橋田字番屋寅15番1から同市橋田字番屋寅36番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月27日

◎新潟県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 251号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市坂戸字町浦888番1まで	新	(A) 6.0～18.0メートル	1,922.3メートル
南魚沼市東泉田字赤谷内495番2から 同市坂戸字町浦888番1まで		(B) 16.0～40.5メートル	1,525.0メートル

南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市西泉田字下島975番1まで		(C) 10.6~22.3メートル	444.8メートル
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市坂戸字町浦888番1まで	旧	(A) 6.0~18.0メートル	1,922.3メートル
南魚沼市東泉田字赤谷内495番2から 同市坂戸字町浦888番1まで		(B) 16.0~40.5メートル	1,525.0メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道六日町停車場線及び県道大月六日町線と重用

◎新潟県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市小野見257番1から 同市小野見253番1まで	新	(A)6.9~29.3メートル	196.9メートル
		(B)8.0~31.6メートル	196.4メートル
	旧	6.9~29.3メートル	196.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市小野見257番1から同市小野見253番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月27日

◎新潟県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市松ヶ崎字中ノ切55番1から	新	8.0～68.5メートル	232.1メートル
同市松ヶ崎字船付71番1まで	旧	8.0～50.0メートル	232.1メートル

◎新潟県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市松ヶ崎字中ノ切55番1から同市松ヶ崎字船付71番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月27日

◎新潟県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市両津大川字才ノ神889番6から	新	15.3～38.3メートル	79.3メートル
同市両津大川字才ノ神889番7まで	旧	12.8～18.0メートル	79.3メートル

◎新潟県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市両津大川字才ノ神889番6から同市両津大川字才ノ神889番7まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月27日

◎新潟県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 7 月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市黒姫字釜屋ノ本80番1から	新	19.8～31.0メートル	148.3メートル
同市黒姫字浜端41番1まで	旧	19.8～32.8メートル	148.3メートル

◎新潟県告示第839号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年 7 月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系水無川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年 7 月27日
- 3 廃川敷地等の位置
南魚沼市浦佐5040番7（水無川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 51.12平方メートル

◎新潟県告示第840号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年 7 月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域の名称
南赤谷急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から20号までを順次結んだ線及び標柱20号と1号を結んだ線に囲まれた区域
岩船郡関川村
南赤谷
7番8 1号
7番2 2号、3号、5号、6号、7号、20号
11番 4号及び18号
525番 8号
537番 9号

538番	10号
542番	11号
546番	12号
23番1	13号及び14号
21番	15号及び16号
19番	17号
306番1	19号

公 告

クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成30年10月17日（水）午前10時から

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁西回廊講堂

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識

(4) 洗たく物の処理に関する技能

ア 繊維の鑑別

イ しみ抜き方法

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

3 受験資格

次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

平成30年8月20日（月）から9月10日（月）まで（土、日、祝日を除く、8時30分から17時15分までの間）とし、郵送による場合は、9月10日（月）の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

県内に住所を有する者（新潟市に住所を有する者を除く） 住所地为管轄する地域振興局健康福祉（環境）部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

郵送による受験申込みは、次号エについて受験資格を有する者であることを証する書類の原本を提出する場合のみとする。

また、書留又は簡易書留を使用すること。

(3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）

1枚

エ 受験資格を有する者であることを証する書類 1通

受験資格を有する者であることを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄(謄)本を添付すること。なお、外国人である場合には、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類を添付すること。

(4) 受験手数料

7,500円の新潟県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。

5 合格発表

平成30年11月16日(金)午前9時

新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉(環境)部において行う。

同日中に県ホームページにおいても発表する。

6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子複写機賃貸借及び複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年7月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟県立中央病院 電子複写機賃貸借及び複写サービス 一式

電子複写機 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス」に登録されている者であること。

(7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年8月21日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年8月30日(木)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。